

図画工作

■ 指導計画作成上の留意点及び配慮事項はどうか。 (概要)

1 指導計画作成上の留意点

指導計画は、教科の目標や各学年の目標の実現を目指し、各学年の指導の充実を図るために、年間計画や指導内容の選択、題材の設定を検討し創意工夫して作成するものである。作成に当たっては、

- 目標及び内容を十分理解する。
- 児童の発達の特性や実態に応じ、2学年間の見通しをもって表現及び鑑賞の活動を通して児童の資質や能力を高めることをねらいに計画を立てる。
- 表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示していることを踏まえて指導計画を作成する。

2 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては、以下の事項に配慮する。

- (1) 〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (2) 「A表現」の(2)の指導に配当する授業時数については、工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。
- (3) 「B鑑賞」の指導については、「A表現」との関連を図るようにすること。ただし、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
- (4) 「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。
- (5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。
- (6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。